

## ～化学物質起因の労働災害防止に向けて～

### 法令準拠型から自律的な管理を基軸とする化学物質管理への移行

(一社)名北労働基準協会 企業内コンプライアンス教育推進室長・作業環境測定士 杉山正義

⑤

しなければなりません。

今回は化学物質による「労働災害発生事業場等への労働基準監督署長による指示」について

です（令和6年4月1日施行）。

1、労働災害の発生またはそのおそれのある事業場について、労働基準監督署長が、当該事業場で化学物質の管理が適切に行われていない疑いがあると判断した場合は、事業場の事業者に對し、改善を指示することがで

2、改善の指示を受けた事業

者は、化学物質管理専門家（事業場に属さない者が望ましい）

果に基づき講じた措置の有効性の確認と望ましい改善措置に関する助言を受けた上で、1ヶ月以内に改善計画を作成し、労働基準監督署長に報告し、必要な改善措置を実施しなければなりません。

3、改善計画に基づき実施した改善計画の記録を作成し、化

物質管理専門家からの通知及び当該計画とともに3年間保存

①労働衛生コンサルタント試験（労働衛生工学）に合格し、

までの期間（最低3年間）保存

化学物質による「労働災害が発生した又はおそれがある事業場」とは、過去1年間程度の次

の状況を指します。

(1) 化学物質等による重篤な労働災害が発生、又は休業4日以上上の労働災害が複数発生していること

(2) 作業環境測定の結果、第三管

種の平均と比較して有所見率の割合が相当程度高いこと

(4) 化学物質等に係る法令違反

があり、改善が見込まれないこ

と等の状況について、労働基準監督署長が総合的に判断して決

定するものであること

4、リスクアセスメント結果等に関する記録の作成と保存（令和5年4月1日施行）

④改善計画の作成・報告

件に該当する者は、下記のとおりです。

「化学物質管理専門家」の要

件に該当する者は、下記のとおりです。

（1）労働衛生コンサルタント試験（労働衛生工学）に合格し、

までの期間（最低3年間）保存

労働衛生コンサルタントとして登録を受けた者で、5年以上化

物質の管理に関する経験を有する者

がん原性物質の作業記録の保存（令和5年4月1日施行）

リスクアセスメント対象物

のうち、労働者が「がん原性物質」を製造し、又は取り扱う業務を行う場合は、1年以

内ごとに1回、定期に、その業務の作業歴を記録しなけれ

ばなりません。

また、その記録を30年間保

存しなければなりません。

「がん原性物質」とは令和4年厚生労働大臣告示第37号で定められており、リス

クアセスメント対象物質のうち中国によるGHS分類の結果、発がん性が区分1（区分1A又は区分1B）に分類されたもの。

ただし、エタノール及び

でに同様な規定があります特

定化物質障害予防規則の特

別管理物質は除きます。



化学物質支援事業パンフレット  
■当協会が実施する各種化学物質関連研修ほか

(厚生労働省発表資料より)

